

平成28年6月17日

交通ユニオン

執行委員長 関 常明 殿

学校法人茶屋四郎次郎記念学園  
法人事務局長 伊藤 伸一

## 回 答 書

平成28年6月10日付「団体交渉開催の申し入れについて」に対し、下記のとおり回答致します。

## 記

- 1 貴組合による団体交渉開催の申し入れについて、当法人は応じる意向を有しておりますが、当法人内部での調整に今しばらく時間を要しますため、近日中に改めて開催日等をご連絡致します。
- 2 さて、貴組合の組合員である田嶋清一氏（以下、「田嶋氏」といいます。）が、同人の管理・運営する「田嶋心理教育相談室」と題するホームページ（<http://www.yoisoudan.xyz/>）上に、「東京福祉大学事件のその後（和解後の状況のご報告）」と題する文章（以下、「本件文章」といいます。）を掲載していることが判明致しました。

本件文章における「東京福祉大学事件」とは、当法人と田嶋氏との間の労働条件確認等請求事件（平成27年（ワ）第19831号）及び同事件に関連する紛争を指しているところ、貴組合もご存じのとおり、同事件は、平成28年3月29日、当法人と田嶋氏との間で裁判上の和解が成立し、田嶋氏は、当法人に対し、上記ホームページから、今回の当法人と田嶋氏との紛争に関する一切の記載及び資料を削除し、掲載しないことを約しているところです（和解条項第8条）。

それにもかかわらず、田嶋氏は、本件文章において、今回の当法人と田嶋氏との紛争、すなわち「東京福祉大学事件」に関する記載をするに及んでおり、かかる田嶋氏の行為は、明らかに和解条項違反であると言わざるを得ません。

- 3 そもそも、田嶋氏が本件文章で問題としているのは、■氏（以下、「■氏」といいます。）個人と田嶋氏との間における名誉毀損に基づく損害賠償請求訴訟であることは記載内容から明らかであり、当法人と田嶋氏との紛争

とは全く関連性がない事項であります。それにもかかわらず、「東京福祉大学事件のその後」と題し、[REDACTED]氏による訴訟提起に関する記載がなされていることから、本件文章は、閲覧者に対し、あたかも[REDACTED]氏が提起した訴訟が当法人と関連を有するかのような誤解を与えるものといえます。

そのため、田嶋氏が本件文章を上記ホームページに掲載した行為は、和解条項に反するのみならず、当法人に対する名誉毀損となる可能性がございます。

4 つきましては、当法人は、田嶋氏及び貴組合に対し、即刻、本件文章の掲載を中止するよう求めます。

なお、本件文章の掲載中止は、和解に基づく田嶋氏の義務であるところ、今回の団体交渉において、当法人に対し和解に基づく義務の誠実な履行を求める田嶋氏においては、当然に履行いただけるものと存じますが、万が一、掲載中止が履行されない場合、団体交渉開催を延期せざるを得ないこと、申し添えます。

以上